

地方公会計の推進と 公共施設等の適正管理について

令和5年8月30日(水)

総務省自治財政局財務調査課

課長 犬丸 淳



総務省

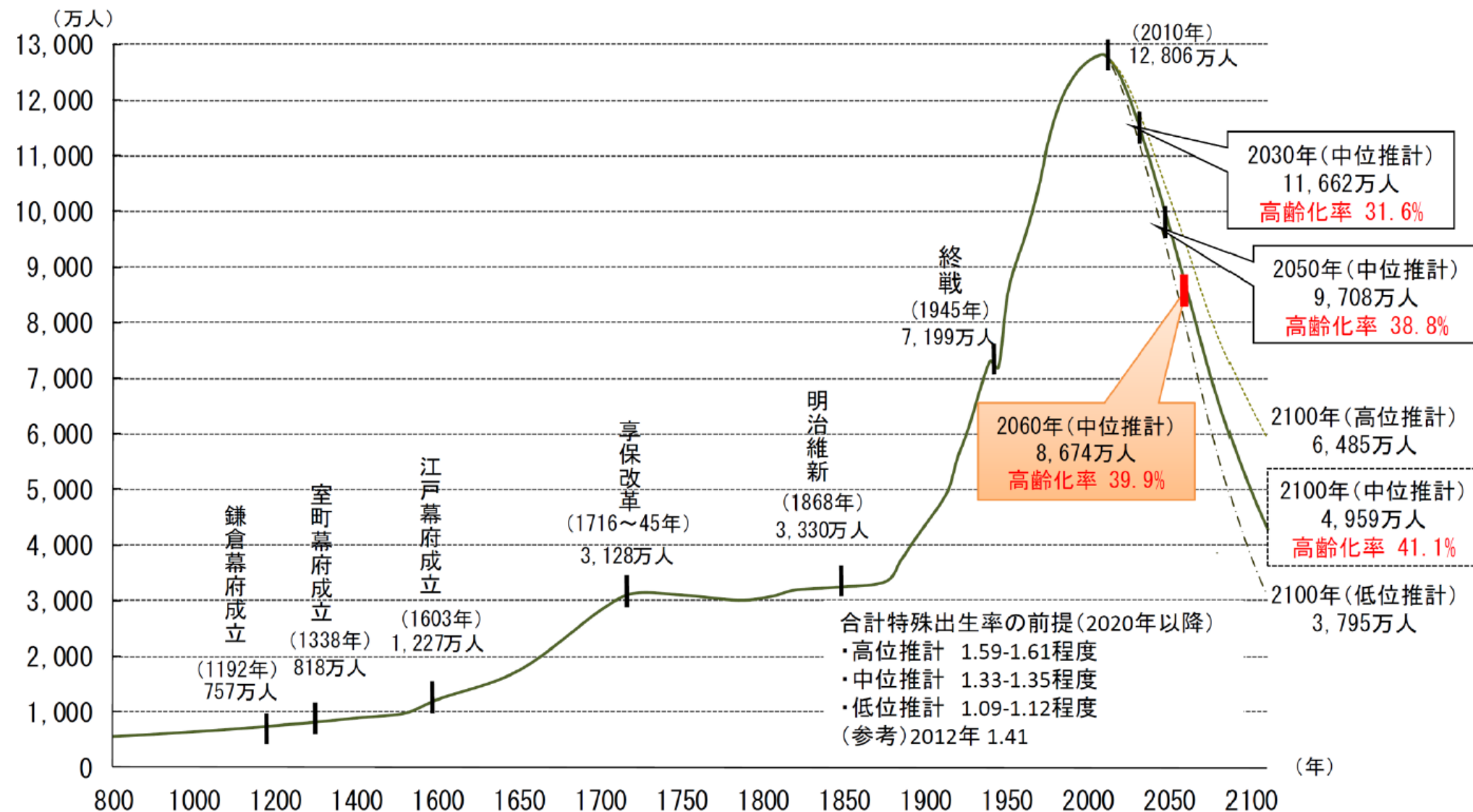
Ministry of Internal Affairs
and Communications

目次

1	はじめに	...	2
2	地方公会計の推進について		
	(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組	...	11
	(2) 統一的な基準による財務書類等の概要	...	28
	(3) 地方公会計の活用に向けた取組	...	43
3	公共施設の適正管理について		
	(1) 公共施設等総合管理計画の作成及び見直しについて	...	51
	(2) 公共施設等適正管理推進事業債について	...	60
	(3) 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について	...	63

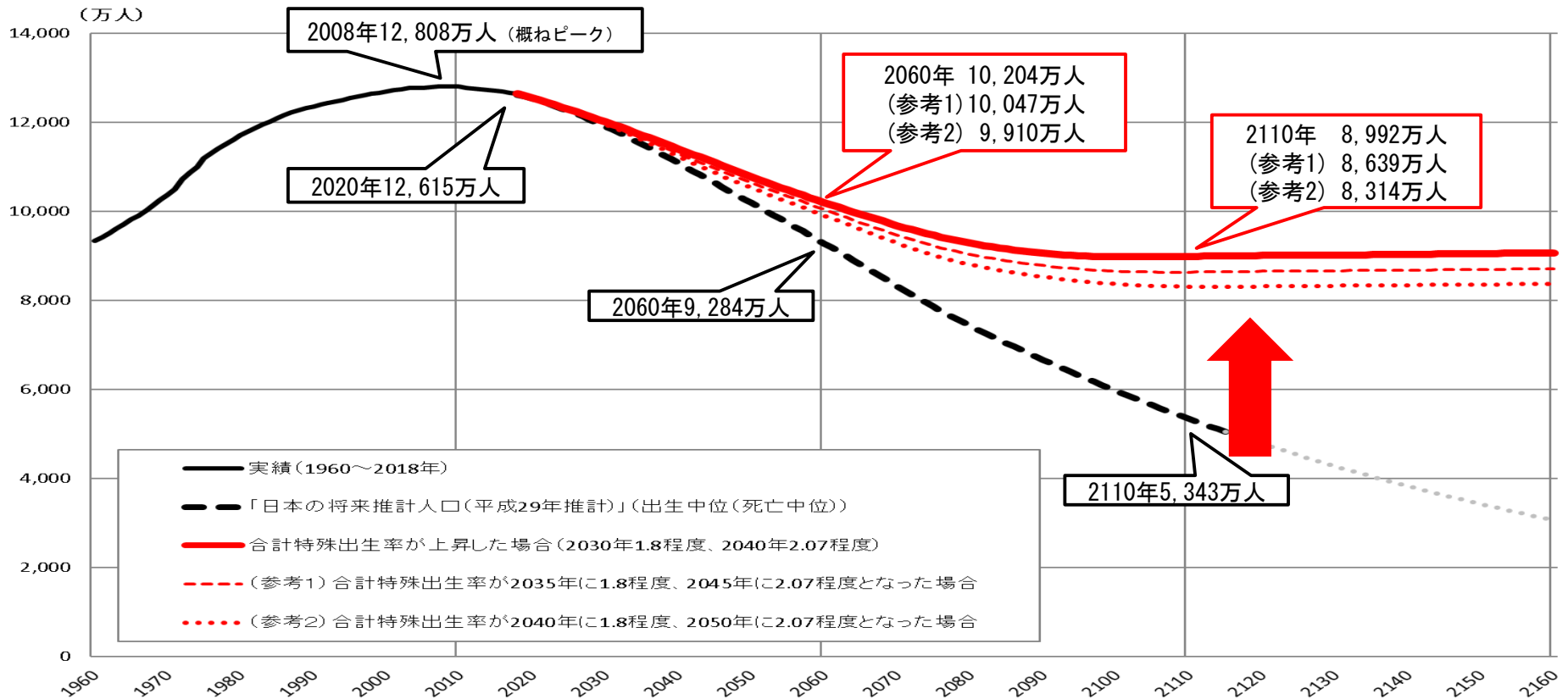
1 はじめに

日本の人口推移



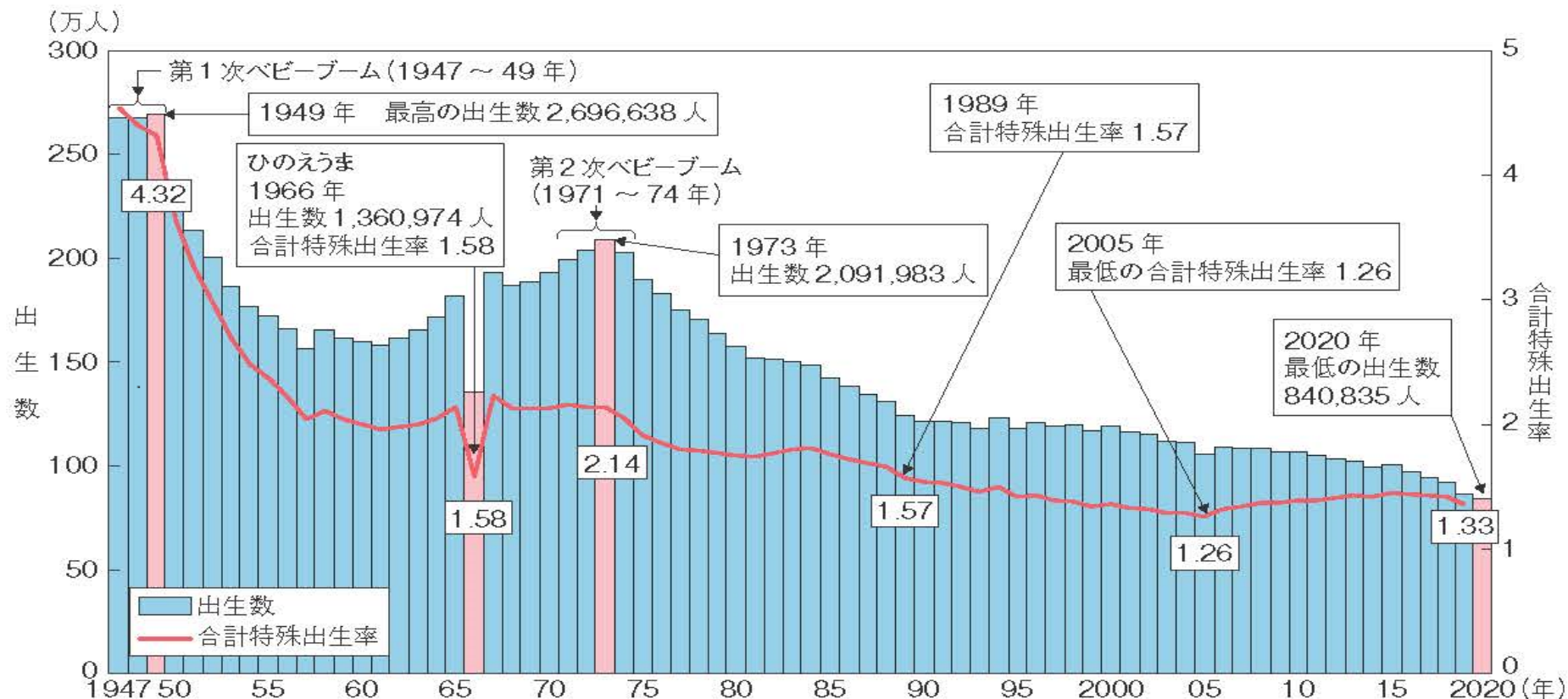
我が国の人口の推移と長期的な見通し [暫定推計]

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人（平成26年閣議決定時：約8,700万人）まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



- （注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- （注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- （注3）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
- （注4）総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正（新たな在留資格の創設等）に伴う外国人の増加は考慮していない。

(参考) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料:「令和4年版 少子化社会対策白書」より(厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。)

「令和4年版 少子化社会対策白書」(令和4年6月14日閣議決定)(抄)

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

2 出生数、出生率の推移

(100万人を割る出生数)

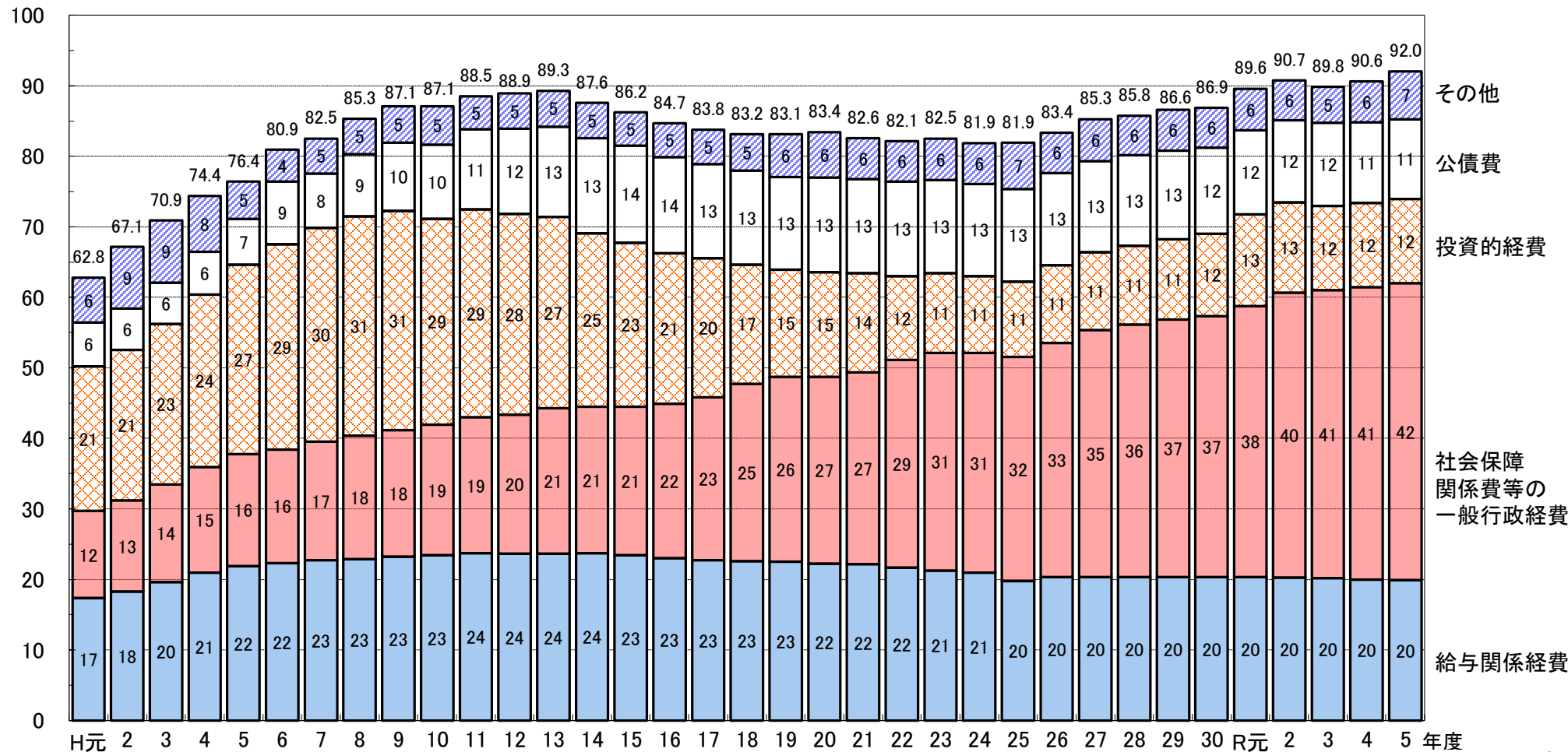
2020年の出生数は84万835人となった。

合計特殊出生率をみると・・・2015年には1.45まで上昇したものの、2020年は1.33となり、前年の1.36を0.03ポイント下回った。

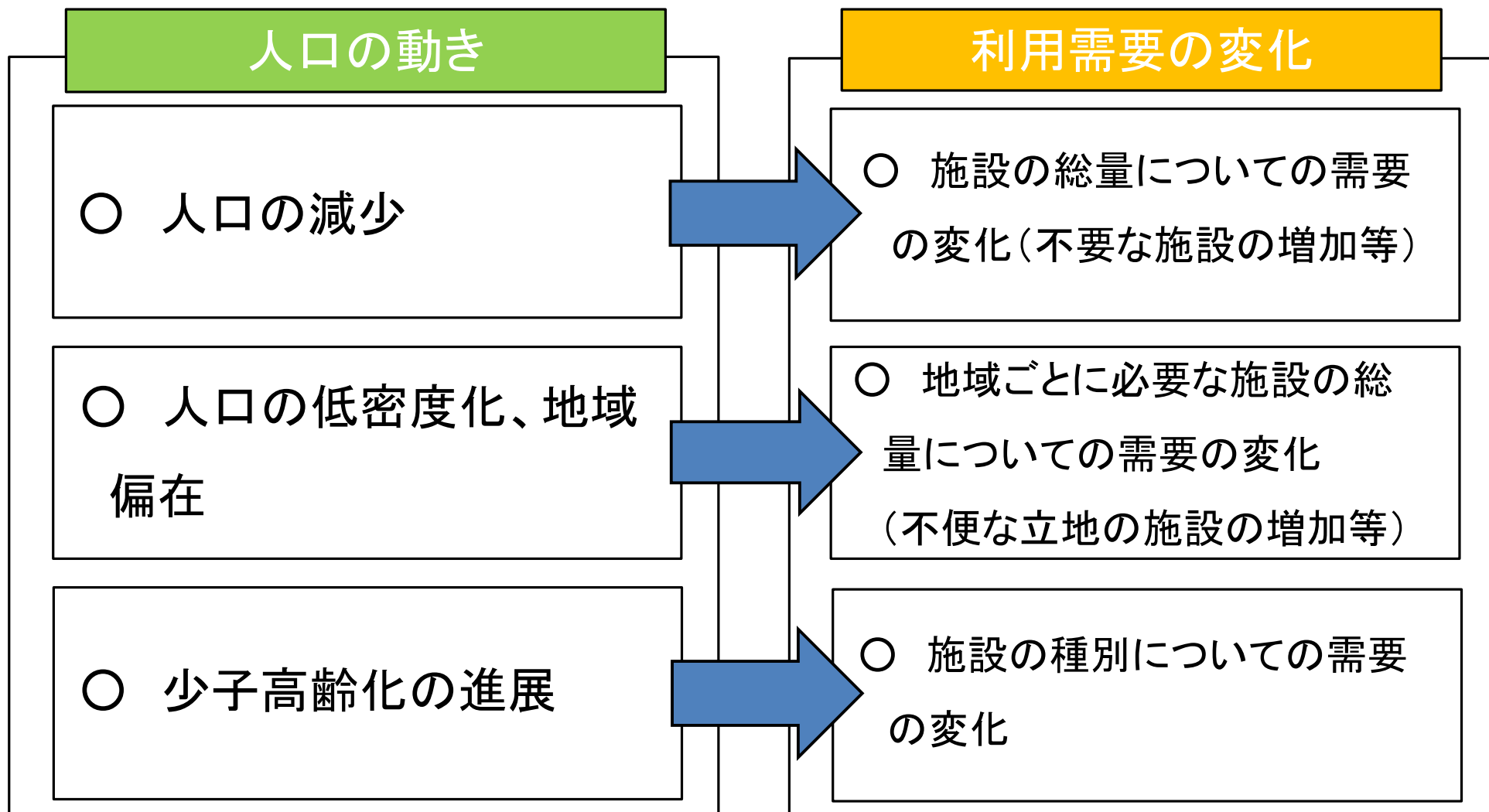
地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

(兆円)



今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性



○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

公共施設マネジメントの必要性①

背景

- 過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

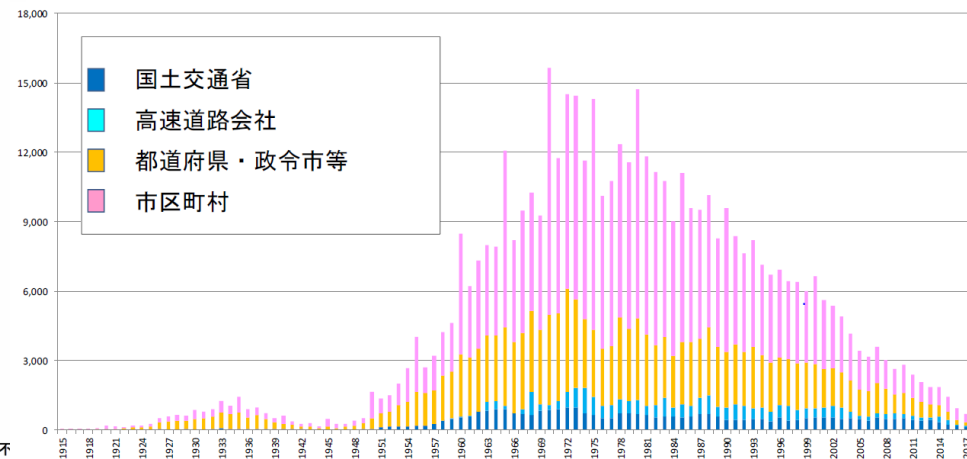
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数

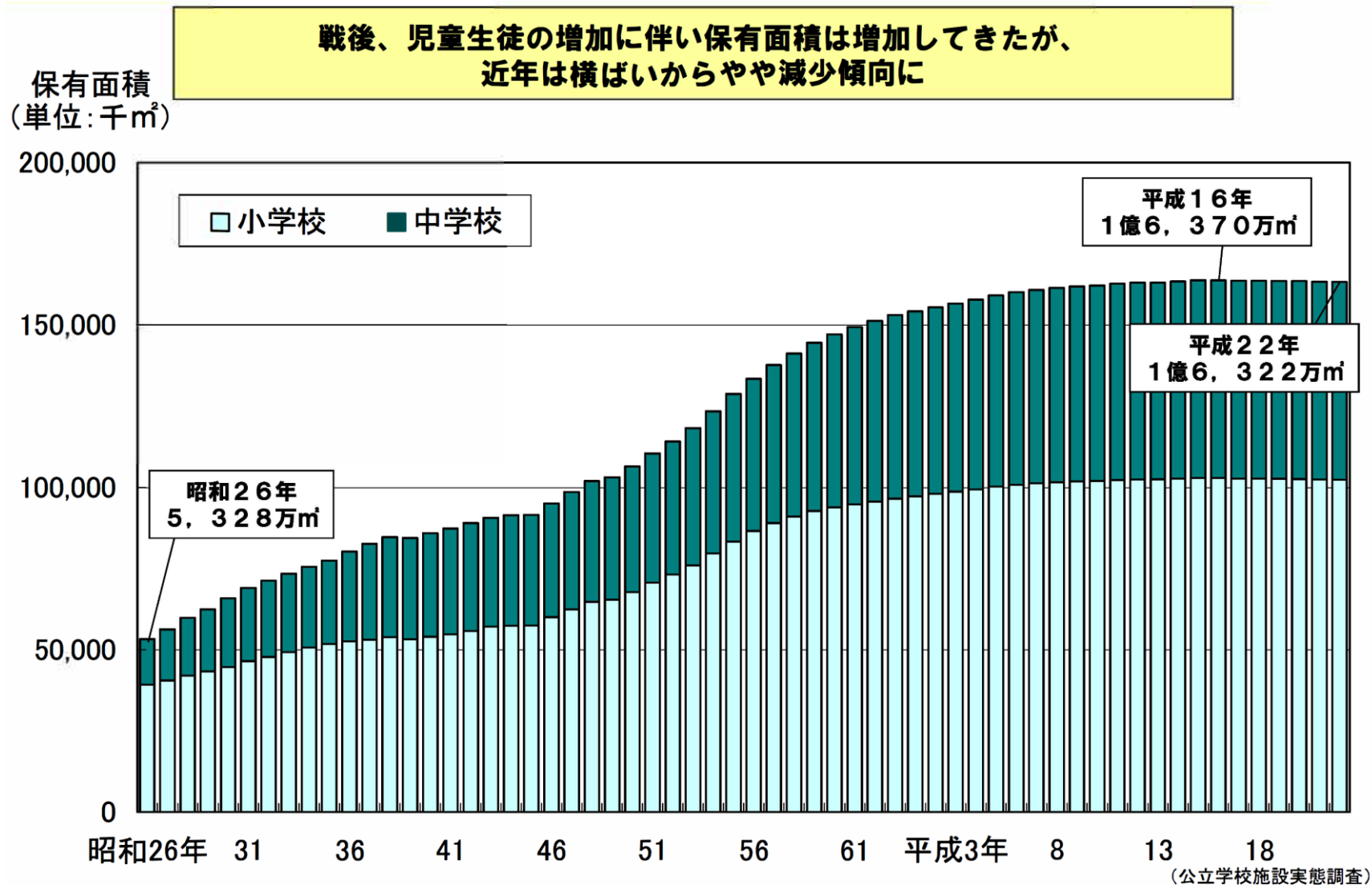


※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

公共施設マネジメントの必要性②

文部科学省公表資料

○公立小中学校施設保有面積の推移



まとめ

- 人口の減少
- 人口の低密度化・地域偏在の進行
- 少子高齢化の進展

- 過去に建設された公共施設等の更新時期が一斉に到来
- 一方で、社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制傾向

- 市町村合併後の施設のあり方

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要

(公共施設等総合管理計画等の推進)

- 更新・統廃合・長寿命化等の対応策の検討・実施には、保有する資産の正確な状況把握が必要

(地方公会計の出番)

- 資産・負債(ストック)の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳(統一的な基準による地方公会計)の活用が有効。当該データを活用して、公共施設マネジメントに繋げる。
- 加えて、財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たすことにも繋がる。

2 地方公会計の推進について

(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組

官庁会計と企業会計について

現金主義会計

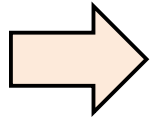
現金の収支に着目した会計処理原則(官庁会計)

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができない

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計)

- 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



✓ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法(官庁会計)

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法(企業会計)

(例)現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞現金支出100万円を記帳するのみ

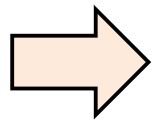
＜複式簿記＞現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加

資産の減少

(借方)車両100万円

(貸方)現金100万円



✓ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が見える化

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

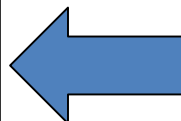
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル（総務省方式）が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び平成18年に施行された行政改革推進法（平成18年法律第47号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定（平成26年）

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）を公表。

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした 財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

- 平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。
- 平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
- その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

- 平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

- 各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度～

- 令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。
〔 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。 〕

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年 1 月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年 5 月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年 4 月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年 1 月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和5年3月末時点で、令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の95.5%にあたる1,707団体が整備(更新)済み。
- 令和5年3月末時点で、令和3年度決算に係る財務書類については全団体の93.7%にあたる1,676団体が作成済み。

【令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和5年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
整備(更新)済み	47 (100.0%)	1,660 (95.3%)	20 (100.0%)	1,640 (95.3%)	1,707 (95.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和3年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和5年3月31日時点)

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	47 (100.0%)	1,629 (93.6%)	19 (95.0%)	1,610 (93.6%)	1,676 (93.7%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和3年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

【参考】令和3年度決算に係る財務書類等の整備状況（都道府県別）（R5.3.31時点）

○都道府県

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
北海道	○	○
青森県	○	○
岩手県	○	○
宮城県	○	○
秋田県	○	○
山形県	○	○
福島県	○	○
茨城県	○	○
栃木県	○	○
群馬県	○	○
埼玉県	○	○
千葉県	○	○
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県	○	○
石川県	○	○
福井県	○	○
山梨県	○	○
長野県	○	○
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	○	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府	○	○
兵庫県	○	○
奈良県	○	○
和歌山県	○	○
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	○	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県	○	○
福岡県	○	○
佐賀県	○	○
長崎県	○	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	○	○
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○
合計	47	47

○政令指定都市

団体名	固定資産台帳	一般会計等財務書類 (財務4表)
	整備済み	作成済み
札幌市	○	○
仙台市	○	
さいたま市	○	○
千葉市	○	○
横浜市	○	○
川崎市	○	○
相模原市	○	○
新潟市	○	○
静岡市	○	○
浜松市	○	○
名古屋市	○	○
京都市	○	○
大阪市	○	○
堺市	○	○
神戸市	○	○
岡山市	○	○
広島市	○	○
北九州市	○	○
福岡市	○	○
熊本市	○	○
合計	20	19

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	団体数	固定資産台帳		一般会計等財務書類 (財務4表)	
		整備済み		作成済み	
北海道	178	173	(97.2%)	169	(94.9%)
青森県	40	40	(100.0%)	40	(100.0%)
岩手県	33	28	(84.8%)	27	(81.8%)
宮城県	34	33	(97.1%)	32	(94.1%)
秋田県	25	24	(96.0%)	24	(96.0%)
山形県	35	33	(94.3%)	33	(94.3%)
福島県	59	55	(93.2%)	50	(84.7%)
茨城県	44	42	(95.5%)	42	(95.5%)
栃木県	25	24	(96.0%)	24	(96.0%)
群馬県	35	28	(80.0%)	28	(80.0%)
埼玉県	62	61	(98.4%)	61	(98.4%)
千葉県	53	52	(98.1%)	51	(96.2%)
東京都	62	59	(95.2%)	59	(95.2%)
神奈川県	30	29	(96.7%)	29	(96.7%)
新潟県	29	26	(89.7%)	23	(79.3%)
富山県	15	14	(93.3%)	13	(86.7%)
石川県	19	18	(94.7%)	16	(84.2%)
福井県	17	16	(94.1%)	16	(94.1%)
山梨県	27	27	(100.0%)	27	(100.0%)
長野県	77	77	(100.0%)	76	(98.7%)
岐阜県	42	42	(100.0%)	41	(97.6%)
静岡県	33	32	(97.0%)	31	(93.9%)
愛知県	53	50	(94.3%)	49	(92.5%)
三重県	29	26	(89.7%)	27	(93.1%)
滋賀県	19	19	(100.0%)	19	(100.0%)
京都府	25	24	(96.0%)	24	(96.0%)
大阪府	41	37	(90.2%)	36	(87.8%)
兵庫県	40	37	(92.5%)	36	(90.0%)
奈良県	39	36	(92.3%)	36	(92.3%)
和歌山県	30	28	(93.3%)	26	(86.7%)
鳥取県	19	17	(89.5%)	17	(89.5%)
島根県	19	17	(89.5%)	17	(89.5%)
岡山県	26	24	(92.3%)	24	(92.3%)
広島県	22	21	(95.5%)	20	(90.9%)
山口県	19	18	(94.7%)	17	(89.5%)
徳島県	24	23	(95.8%)	23	(95.8%)
香川県	17	17	(100.0%)	17	(100.0%)
愛媛県	20	18	(90.0%)	18	(90.0%)
高知県	34	33	(97.1%)	33	(97.1%)
福岡県	58	54	(93.1%)	53	(91.4%)
佐賀県	20	20	(100.0%)	20	(100.0%)
長崎県	21	21	(100.0%)	21	(100.0%)
熊本県	44	40	(90.9%)	39	(88.6%)
大分県	18	18	(100.0%)	18	(100.0%)
宮崎県	26	26	(100.0%)	25	(96.2%)
鹿児島県	43	43	(100.0%)	43	(100.0%)
沖縄県	41	40	(97.6%)	40	(97.6%)
合計	1,721	1,640	(95.3%)	1,610	(93.6%)

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕	○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%	(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》	→	→	→
		b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定） 抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国状況を「見える化」 ○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」	9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開			
	○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】	a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
	○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】	b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】	c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
	○令和2 年度から令和4 年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2023 年度までに 100%】	d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
	○令和2、3 年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数【2023 年度までに 100%】	e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

3. 財政支援

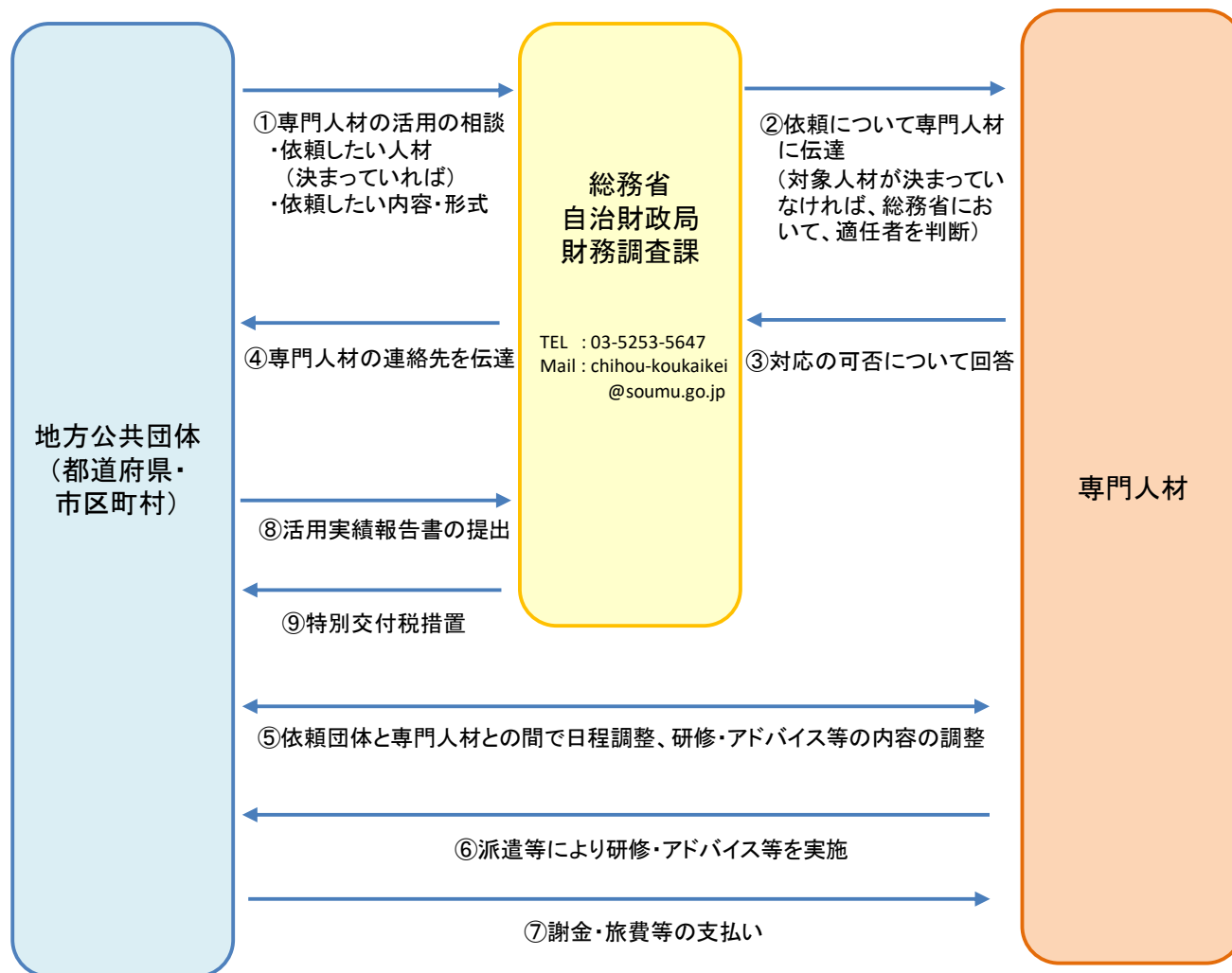
地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

地方公会計取組支援人材ネット

統一的な基準による財務書類等の作成や活用に関して、精通した人材が不足している中で、地方公会計に関する業務を行う地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を進めるための支援として、総務省において専門人材を登録し、各地方公共団体に情報提供を行う。

【活用フロー】



【人材リスト】

所属	氏名
埼玉県監査事務局監査第一課 主席監査員	磯野 隆一
埼玉県和光市 政策課	山本 享兵
【元】千葉県習志野市 会計管理者 (【現】宮澤公会計研究所 代表)	宮澤 正泰
【元】東京都足立区 教育委員会 教育長 (【現】一般社団法人新しい自治体財政を考える研究会 代表理事)	定野 司
東京都町田市 学校教育部 学務課 課長	高野 徹
東京都町田市 政策経営部 経営改革室 担当係長	永井 雅明
愛知県日進市 人事課 係長	味岡 正樹
京都府精華町 教育委員会 教育部長	浦本 佳行
大阪府大阪市 元会計管理者兼会計室長	堀 秀司
大阪府吹田市 総合福祉会館館長	保木本 薫
大阪府大東市 政策推進部 次長兼行政 サービス向上室長兼課長	川口 克仁
【元】兵庫県神戸市 経済観光局経済政策課 (【現】上鶴公認会計士事務所 代表)	上鶴 久恵
兵庫県伊丹市 総合政策部政策室 主幹	升井 幸男
【元】大分県臼杵市 総務部長 (【現】関西学院大学 専門職大学院 経営戦略研究科 教授)	日廻 文明
熊本県宇城市 総務部 部長	天川 竜治

※ 専門家の招へい・職員研修に要する経費(専門人材の旅費・謝金等)の1/2について特別交付税措置あり。

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ



地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ DX・GXの取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクターの経営健全化

○ 地方公会計の整備・活用

- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
(公共施設マネジメント)

○ 地方公共団体のDX

- 首長・管理者向けトップセミナー

○ 公営企業会計の適用

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

支援分野		支援の方法		
		課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
公 営 企 業 ・ 第 三 セ ク タ ー 等 の 経 営 改 革	DX・GXの取組	市区町村・公営企 業の希望に応じ派 遣	—	都道府県の希望に応 じ派遣
	経営戦略の改定・経営改善		R5年度以降に公営企業の経営戦略の策定を予定している事業を個別支援	
	公立病院経営強化プランの策定 及び経営強化の取組		—	
	上下水道の広域化等		—	
	第三セクターの経営健全化		—	
公営企業会計の適用			新ロードマップに基づく簡易水道事業及び下水道事業における公営企業会計 の適用がR6.4.1までに予定されていない事業を個別支援	
地方公会計の整備・活用			財務書類・固定資産台帳について、R2年度決算分はR3年度末まで、R3 年度決算分はR4年度末までにいずれも作成・更新できなかった団体を個別 支援	
公共施設等総合管理計画の 見直し・実行 (公共施設マネジメント)			R5年度以降に公共施設等総合管理計画の見直しを予定している団体を個別 支援	
地方公共団体のDX			自治体情報システムの標準化・共通化について、「自治体情報システムの標 準化・共通化に係る手順書」で定めている「早急に着手すべき作業」に今後 着手する予定の団体を個別支援	
首長・管理者向け トップセミナー		—		
派遣受入主体		市区町村・公営企業	市区町村・公営企業	都道府県

※いずれの事業も、アドバイザーのリストの中から、地方団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣

令和4年度経営・財務マネジメント強化事業実績

	公営企業・第三セクター等の経営改革 (事業数)					公 営 企 業 会 計 の 適 用 (事業数)	地 方 公 会 計 の 整 備 ・ 活 用 (団体数)	公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画 の 見 直 し ・ 実 行 (団体数)	合 計
	経 営 戦 略 の 改 定 ・ 経 営 改 善	うち、 経 営 戦 略 の 策 定 ・ 改 定	公 立 病 院 経 営 強 化 プ ラ ン の 策 定 及 び 経 営 強 化	上 下 水 道 の 広 域 化	第 三 セ ク タ ー の 経 営 健 全 化				
課題対応 アドバイス事業 (手挙げ型)	141 ※	98 ※	48 ※	6 ※	15 ※	39	63	69	368
課題達成支援 事業 (プッシュ型)	67	67				47	25	95	234
啓発・研修事業					44	34	27	16	121
合計					308	120	115	180	723

※ 重複カウントあり

【参考】令和3年度実績：555事業 25

課題対応アドバイス事業（手挙げ型）の令和3年度事例

【事業利用事例】山梨県小菅村（アドバイザー：自治体職員）

背景・目的

- これまで作成してきた財務書類については、活用方法が分からず、議会報告など外部への説明に活用出来ていなかった。財政全般を担当1名で取り扱う状況において、精度向上や活用を目指し、アドバイザーに助言を求めた。

事例の概要

- 村役場の規模・業務体制等の状況を鑑み、担当者1名での作成を前提とした財務書類の年間作業スケジュールの設定について助言を受けた。
- 地方公会計特有の項目（引当金や建設仮勘定等）に対する計上方法や、過去作成した財務書類の精度向上が必要なポイントについて、指導を受けた。
- 村が抱える課題について、アドバイザーの実務経験を元に、地方公会計を用いた、解決へのアプローチ手法について助言を受けた。
 - ・ 懸案事項であるごみの有料化の検討について、地方公会計を用いたコストの積算や分析方法、これらを踏まえた使用料単価の算定方法について、助言を受けた。また、料金決定に係る合意形成のノウハウがなかったため、行政サービス料金の値上げプロセスについても、実務事例を元に助言を受けた。
 - ・ この他、村の課題解決にあたり、問題点を探る上で、関係分野に係る投資費用を他市町村と比較するといった財政的なアプローチ手法について、助言を受けた。



人口：662人（R4.10.1時点）
行政職職員数：21名（R4.4.1時点）

効果等

- 限られた人員の中、年間の作成スケジュールの確立に目処が立つと共に、決算資料として議会報告に活用することができた。
- 財務書類の作成だけでなく、村が抱える課題について、どのように解決を目指していくかというアプローチ手法や、財政的な側面から検討するための指針を得ることができた。

啓発・研修事業（県主催の市町村向け研修）の令和3年度事例

【事業利用事例】愛知県市町村課

（アドバイザー：コンサルタント）

背景・目的

- 地方公会計の財務書類等の作成については、県内市町村において一定程度の進捗が見られていることから、次のステップとして活用を意識してもらうために、セグメント分析の体験機会として、演習形式の研修を実施した。

事例の概要

- 事前課題として、「体育施設に係るセグメント財務書類」を参加団体が作成（県内21団体が参加）。
- より正確な比較ができるよう、体育施設全体だけでなく、トレーニング施設や武道場、競技場など、種類別に分けてセグメント別財務書類を作成。
- セグメント別財務書類の数値を用いて、面積当たり費用や利用者当たり費用、面積当たりの設備投資額、成果（利用者／人口）等の指標を算出し、一覧化した。
また、研修内限りで順位や偏差値も表示し、比較しやすい形で分析・意見交換を行った。
- 複数の指標を用いて、グラフ化することでも比較を実施。例えば、右表では、設備投資額に対し必ずしも成果が比例する状況ではないことが分かる。

施設全体ごとの市町村別比較（サンプル）

●施設規模に関する指標

	面積あたりの設備投資額（円/m）	偏差値	順位	人口当たり施設規模（円/人）	偏差値	順位	面積当たり費用	偏差値	順位	成果（利用者/人口）	偏差値	順位
A市	300,000	42.6	6	6,000	42.4	7	8,000	59.5	2	80%	39.7	8
B市	1,000,000	64.5	2	18,000	47.7	5	30,000	41.6	7	270%	59.3	3
C市	600,000	52.0	3	3,000	41.1	9	15,000	53.8	5	100%	41.7	7
D市	200,000	39.4	8	25,000	50.8	3	7,000	60.3	1	200%	52.1	5
E市	500,000	48.8	5	10,000	44.2	6	40,000	33.4	9	220%	54.1	4
F市	600,000	52.0	3	3								
G町	200,000	39.4	8									
H町	300,000	42.6	6									
I町	1,130,000	68.6	1									

成果（利用者÷人口）

面積あたり設備投資（横）・成果（縦）



効果等

- 活用の第一歩としてセグメント分析を体験することができると共に、作成にあたってのポイントや課題を認識することができた。
- セグメント別財務書類を用いて、同一施設について他団体と比較を行うことで、自団体の課題を認識することができた。

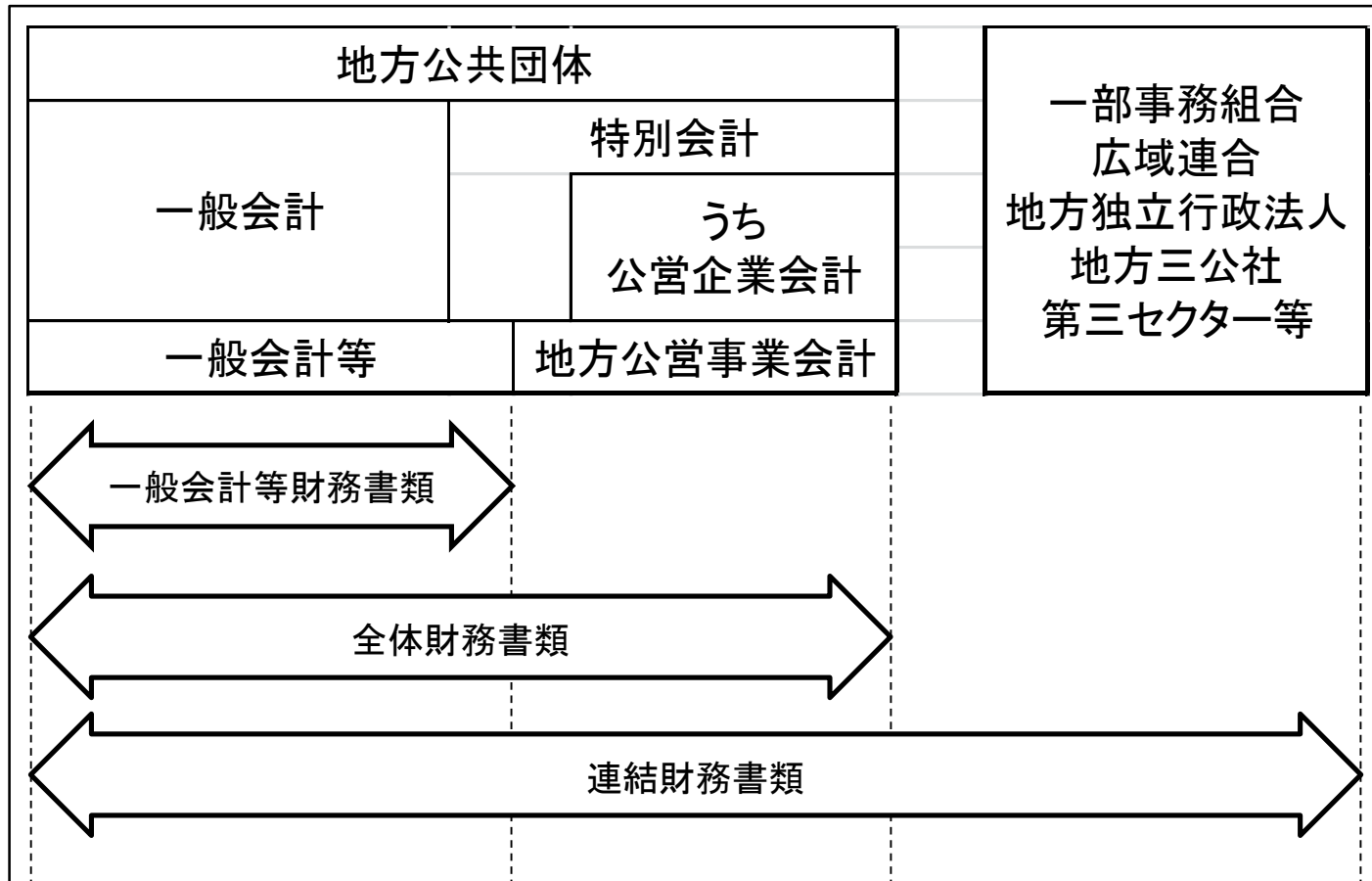
(2) 統一的な基準による財務書類等の概要

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。



公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産・負債差額の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみることが可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では株主資本を含めた純資産として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。

※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 令和4年1月 財務省主計局』を参考）

財務 4 表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務 4 表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類 4 表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時利益	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税金等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額	-	-	-
7. 無償所管換	-	-	-
8. その他	-	-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務 4 表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、主に、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

貸借対照表
(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981	【純資産の部】	
工作物減価償却累計額	△ 22,509	固定資産等形成分	111,413
建設仮勘定	170	余剰分(不足分)	△ 41,474
物品	2,150		
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減債基金	0		
その他	7,093		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減債基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26		
資産合計	113,349	負債及び純資産合計	113,349

行政サービスを提供するための
公共施設等の固定資産や将来、
行政サービスに使用する現金等
の資産

<着目する主な項目>【資産の部】

○有形固定資産・減価償却累計額

・資産の経年の程度を把握

○建設仮勘定

・供用開始していない資産の存在を把握

○投資及び出資金・投資損失引当金

・引当金の金額が△の場合、業績がよくな
い三セク等があることを表示

○長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金

・税金等の未納があることを表示
・回収が見込めないと推計された金額を徴
収不能引当金に計上

○基金

・用途を明確に定めて積み立てられている
ものと、年度間の財源の不均衡を調整す
るもの(財政調整基金)が存在

地方債など、将来世代の負担

【着目する主な項目】(負債の部)

○地方債・1年内償還予定地方債

・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源
ではない特例的地方債の存在に留意

○退職手当引当金

・年度末に職員全員が退職したと仮定した場合
に必要となる退職手当額を把握

過去又は現世代の負担

・固定資産等形成分:資産形成のために充当
した資源の蓄積

・余剰分(不足分):消費可能な資源の蓄積

【着目する主な項目】(純資産の部)

○余剰分(不足分)

・純資産のうち、金銭等の形態で保有している部
分。なお、一般的に△表記

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産(建物・工作物等)の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

(注) 注記には、該当金額が記載されている。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
(略)		その他	1,000,000
インフラ資産	1,900,000	(略)	
土地	1,000,000	流動負債	500,000
(略)		1年以内償還予定地方債	390,000
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
現金預金	800,000	その他	100,000
(略)		(略)	
		負債合計	4,900,000
		【純資産の部】	
資産合計	5,000,000	純資産合計	100,000
		負債及び純資産合計	5,000,000

3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることとされている。また、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

(注) 注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務 4 表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位: 百万円)

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	— 33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	— 33,806

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

＜着目する主な項目＞

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：百万円）

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	67,508	110,390	△ 42,882
純行政コスト(△)	△ 33,806		
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

<着目する主な項目>

○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する
一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務 4 表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位: 百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,800
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、
補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・
手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、
基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、
貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務活動 投資活動 財務活動

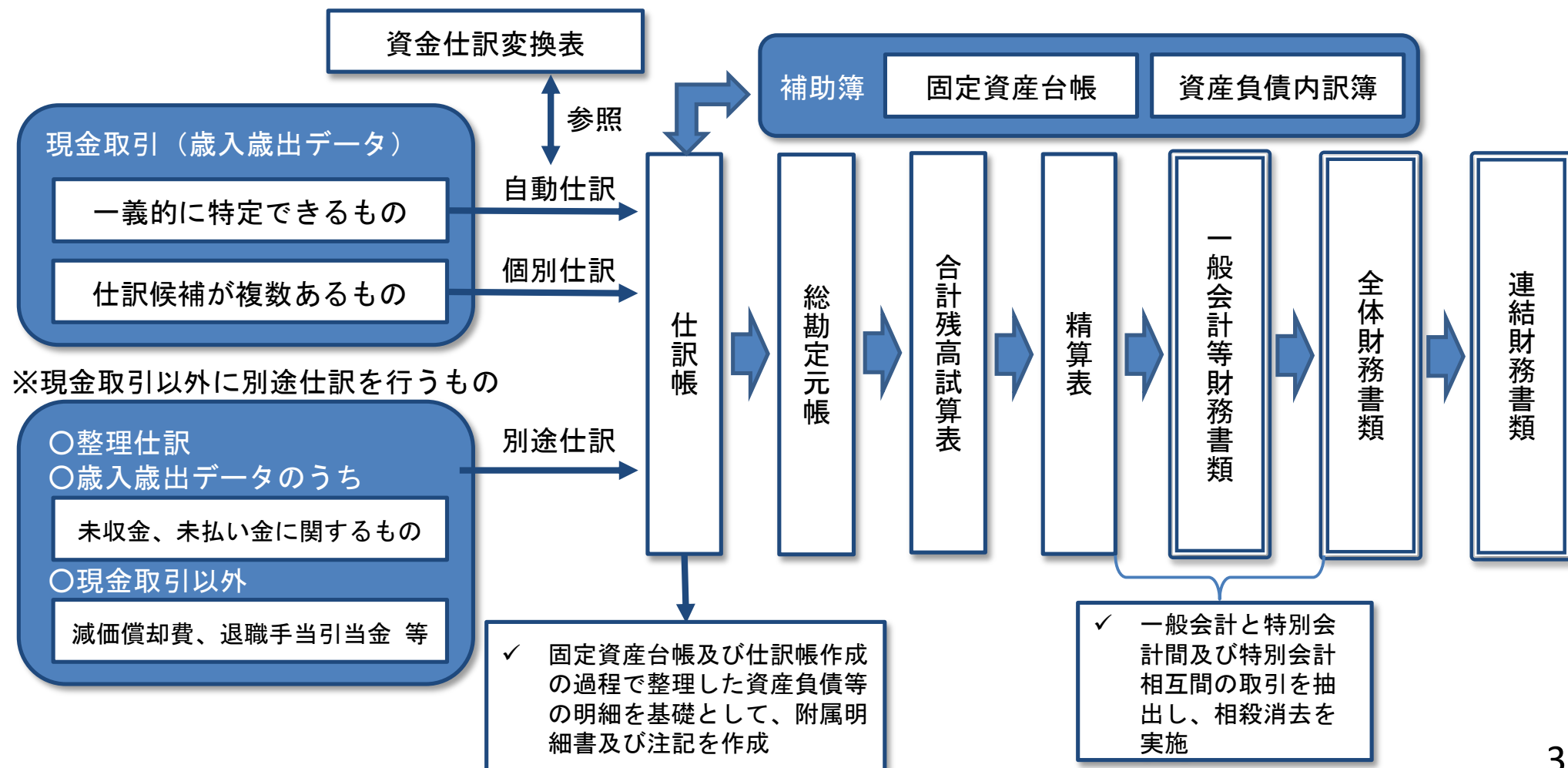
＜考えられる理由(あくまで一例)＞

+	+	+	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
+	+	-	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
+	-	+	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
+	-	-	→ 税収等に余裕があり、借金の返済もできている。
-	+	+	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
-	+	-	→ 税収が不足しているが、投資抑制で借金返済。
-	-	+	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
-	-	-	→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」(主催:新公会計制度普及促進連絡会議)大塚成男
千葉大学大学院教授 基調講演資料より抜粋し、加工

【参考】財務書類作成までの流れ

- 財務書類は、毎日の取引を発生順に仕訳帳に記録した上で、総勘定元帳への転記等を行い、検証した上で、精算表で純計作業を行うことで作成される。
- 全体財務書類は、公営事業会計を合算した上で、内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。
- 連結財務書類は、連結対象団体（会計）を一つの主体と見なし、単純合算した上で内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。



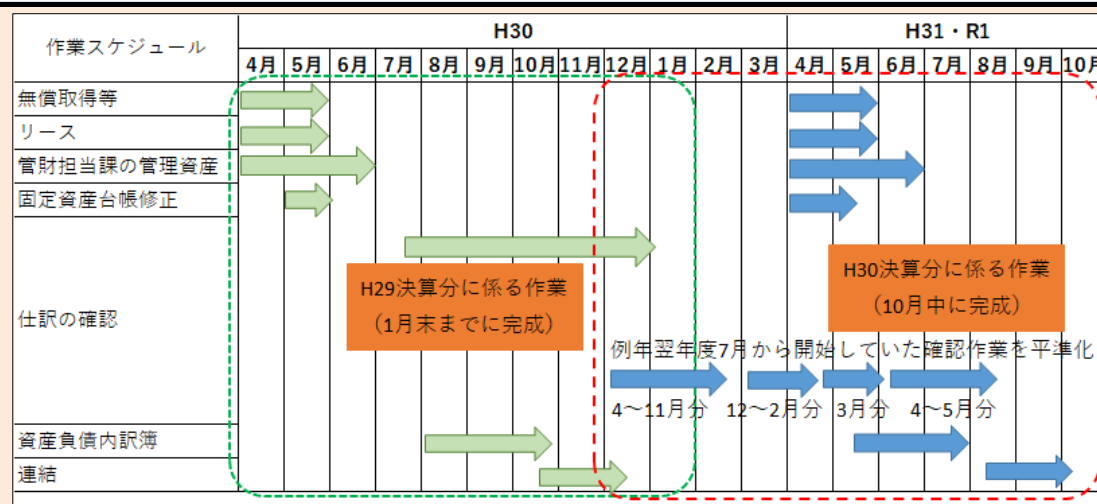
仕訳作業の分散化・早期化の取組（茨城県土浦市）

事例概要

- 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直して、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

取組内容

- 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。
- 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。
- なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。
- これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。



【確認作業の流れ】※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施

① マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
② 仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③ 異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④ 資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート

→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している

効果等

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。
- 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。
- 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

予算科目と公会計の勘定科目の統一化／日々仕訳システムの導入（神奈川県山北町）

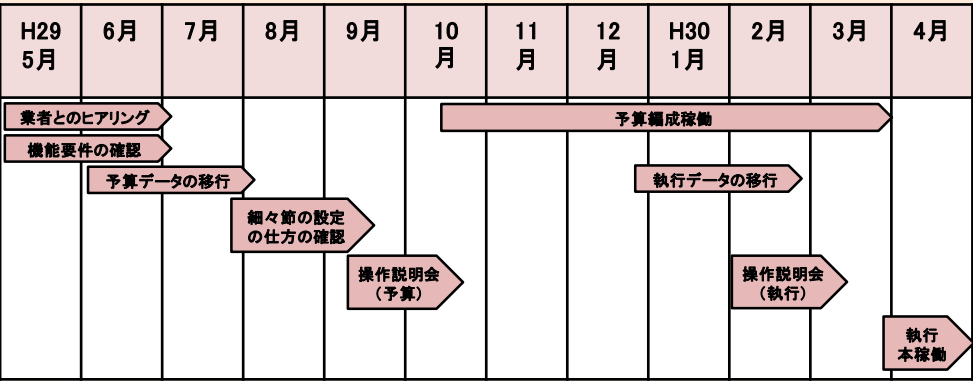
事例概要

- 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入に当たって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】



【細々節への登録イメージ】

細々節の科目（設定前）		細々節の科目（設定後）	
借上料	資産計上するもの、 費用計上するもの へと分割	借上料（所有権移転）（資産計上） 借上料（所有権移転外）（費用計上）	
改修工事		改修工事（資産計上） 修繕費（費用計上）	

効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができています。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

固定資産台帳の整備・公表について

- 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。
- 固定資産台帳は、財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿ですが、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を合わせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳は公表を前提としています。

固定資産台帳の記載項目

原則として「①基本項目」を備えるとともに、各地方自治体の判断により、それぞれの状況に応じて、記載する項目を追加することも可能。
(例：②追加項目)

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)
2	枝番	33	会計区分※
3	所在地※	34	予算執行科目
4	所屬(部局等)	35	用途
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産
7	リース区分	38	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分
9	耐用年数	40	時価等※
10	取得年月日	41	完全除却済記号
11	供用開始年月日	42	数量(延べ床面積)※
12	取得価額等	43	階数(建物)※
13	所有割合※	44	地目(土地)※
14	増減異動日付	45	稼働年数※
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※
18	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19	今回増加内訳	50	法定台帳番号※
20	無償所管換増分		
21	その他無償取得分		
22	調査判明増分		
23	振替増額		
24	評価等増額		
25	今回減少額		
26	除売却額		
27	今回減少内訳		
28	無償所管換減分		
29	その他無償譲渡分		
30	誤記載減少分		
31	振替・分割減額		
	減価償却額		
	評価等減額		

②追加項目

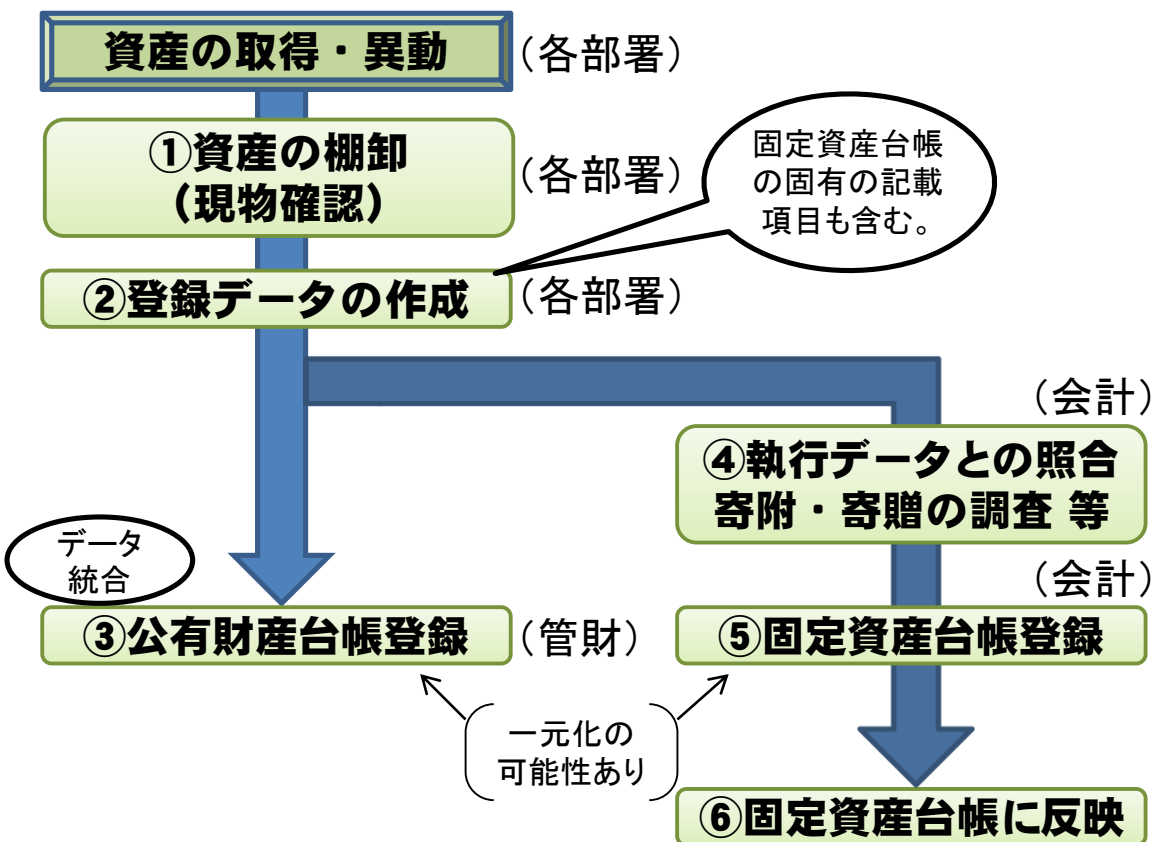
51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

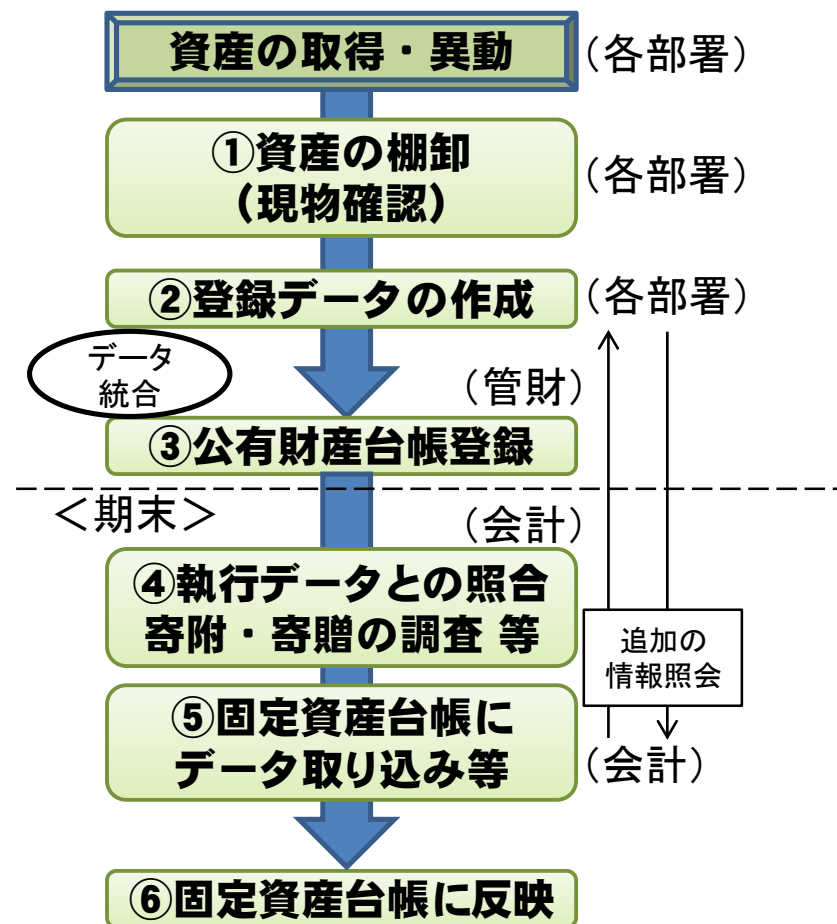
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組（愛媛県砥部町）

事例概要

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目に対応するように予算科目を設定することにより、仕訳作業を効率化するとともに、資産形成を伴う支出伝票の決裁時には資産登録伝票の添付を要件化し、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。

取組内容

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目と予算科目が対応するよう、勘定科目に合わせて予算細節・細々節を細分化。
(例) 委託料について、資産形成に繋がるものと、費用計上するもの(資産外)に分類
→ 予算編成段階で資産計上するものの特定が可能に
- 資産形成に繋がる支出伝票には、決裁時に「取得資産登録伝票」を添付することを要件化し、台帳登録が漏れていた場合は支出処理自体を停止する仕組みとすることで、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。
- 支出伝票決裁時には、会計課において「取得資産登録伝票」の添付状況を確認し、1ヶ月分をまとめて、管財担当課に回付し、台帳登録内容を確認する。その後、財政担当課で最終確認として、財務会計システム内の仕訳データと固定資産台帳の登録内容が一致していることを確認する。

平成27年度砥部町当初予算書

7 賃金	1,172	【02-01-05-01 総務課】	22,602
9 旅費	110	1 庁舎維持管理事業	1,172
11 需用費	14,868	①臨時雇賃金	1,172
12 役務費	2,049	11 需用費	12,276
13 委託料	6,332	①消耗品費	396
14 使用料及び賃借料	2,317	②燃料費	1,321
15 工事請負費	755	③光熱水費	6,926
18 備品購入費	515	④修繕料(資産)	729
19 負担金補助及び交付金	60	⑤修繕料(資産外)	2,904
27 公課費	103	12 役務費	602
		①手数料(資産外)	592
		13 委託料	6,392
		①委託料(資産)	1,199
		②電話交換設備設計委託料	972
		③議場システム改修委託料	227
		④委託料(資産外)	5,093
		⑤庁舎設備管理等委託料	3,047
		⑥庁舎清掃委託料	778
		⑦庁舎電気工作物保安委託料	246
		⑧庁舎庭園管理委託料	353
		⑨庁舎浄化槽管理委託料	247
		⑩非常用電源設備保守点検委託料	422
		14 使用料及び賃借料	990
		①機器等借上料	857
		②送受信料	133
		15 工事請負費	755
		①補修工事費(資産)	755
		②窓口カウンター改修工事	755
		18 備品購入費	515
		①機械備品購入費(資産)	321
		②庁用器具購入費(資産外)	194
		3 給食センター改築事業費	192,994
		11 需用費	85
		①消耗品費	85
		13 委託料	42,431
		④建設工事設計監理委託料(資産)	8,411
		⑤給食センター用地造成工事設計委託料	6,595
		⑥給食センター水道配水管布設工事設計委託料	1,816
		⑦建設工事設計監理委託料(建物)	34,020
		⑧給食センター建築設計監理委託料	34,020
		15 工事請負費	49
		④建設工事費(臨時)	49
		・ 砥部幼稚園伐木処理工事	49

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの(資産外)に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるため、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

固定資産台帳への登録済の伝票

取得資産登録伝票			
決	算	欄	
平成27年度	資産番号	427051000001	
10	一般会計		
0101012010	総務課		
01020101060100010001	物品		

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています。

臨時も明示

効果等

- 出納閉鎖時(6月1日)において、仕訳の確認と固定資産台帳の更新が概ね完了している状況となるため、出納閉鎖後速やかに作業に入り、9月議会に間に合うように財務4表を完成させることが可能となった。
- 台帳登録済みの伝票がない場合に支出処理自体を停止する仕組みにより、固定資産台帳への登録漏れがなくなった。
- 支出伝票の処理と同時に固定資産台帳への登録作業を行うことにより、台帳登録作業が日々のルーティンワークに溶け込み、公会計の事務に対する職員の負担感を軽減させることに繋がった。

(3) 地方公会計の活用に向けた取組

地方公会計の活用状況（令和4年度）

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村						合計	
					指定都市		指定都市除く 市区町村			
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	24	(51.1%)	1,174	(67.4%)	11	(55.0%)	1,163	(67.6%)	1,198	(67.0%)
施設別・事業別等の行政コストを計算し、業務の参考とした	3	(6.4%)	164	(9.4%)	6	(30.0%)	158	(9.2%)	167	(9.3%)
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	14	(29.8%)	593	(34.1%)	8	(40.0%)	585	(34.0%)	607	(33.9%)
個別施設計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	2	(4.3%)	355	(20.4%)	4	(20.0%)	351	(20.4%)	357	(20.0%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	2	(4.3%)	73	(4.2%)	1	(5.0%)	72	(4.2%)	75	(4.2%)
PPP/PFI事業等の提案募集の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	1	(2.1%)	16	(0.9%)	0	(0.0%)	16	(0.9%)	17	(1.0%)
その他公共施設についての検討材料として、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	0	(0.0%)	180	(10.3%)	3	(15.0%)	177	(10.3%)	180	(10.1%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として使った	8	(17.0%)	271	(15.6%)	5	(25.0%)	266	(15.5%)	279	(15.6%)
財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を基に、議員への説明資料として使った	7	(14.9%)	193	(11.1%)	5	(25.0%)	188	(10.9%)	200	(11.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39	(83.0%)	440	(25.3%)	10	(50.0%)	430	(25.0%)	479	(26.8%)
財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	14	(29.8%)	18	(1.0%)	5	(25.0%)	13	(0.8%)	32	(1.8%)
未利用財産の活用・処分の検討に固定資産台帳の情報を使った	3	(6.4%)	130	(7.5%)	0	(0.0%)	130	(7.6%)	133	(7.4%)
上記以外の活用	2	(4.3%)	94	(5.4%)	2	(10.0%)	92	(5.3%)	96	(5.4%)

※ 合計の％表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和3年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

財務書類・固定資産台帳の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類・固定資産台帳に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

- 事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能
- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
 - 公共施設等総合管理計画の推進等
 - 公共施設等総合管理計画の見直し・推進や個別施設計画の策定・推進への活用
 - 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
 - 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
 - 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

令和2年度 財務書類に関する情報①

団体名 新潟県新潟市

団体コード 151009

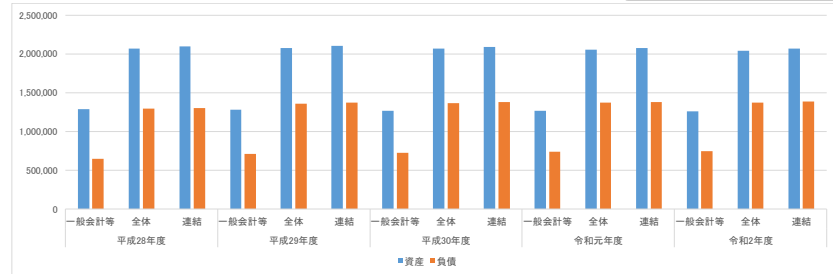
人口	784,774 人(R3.1.1現在)	職員数(一般職員等)	9,381 人
経費	728,271 千円	職員給与比率	~ %
標準財政規模	233,709.954 千円	経常経費半半比率	~ %
類似団体区分	政令指定都市	実質公債費率	10.9 %
		将来負担比率	134.7 %

(抜粋)

1. 資産・負債の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	資産 1,255,386 負債 448,511 純資産 806,875	資産 1,278,478 負債 468,511 純資産 810,000	資産 1,268,341 負債 468,511 純資産 799,830	資産 1,268,589 負債 468,511 純資産 800,078	資産 1,263,416 負債 468,511 純資産 794,905
全体	資産 1,293,118 負債 2,100,713 純資産 8,200,713	資産 1,282,062 負債 2,101,456 純資産 8,200,713	資産 1,367,824 負債 2,094,202 純資産 8,200,713	資産 1,370,571 負債 2,094,202 純資産 8,200,713	資産 1,370,571 負債 2,094,202 純資産 8,200,713
連結	資産 1,255,386 負債 448,511 純資産 806,875	資産 1,278,478 負債 468,511 純資産 810,000	資産 1,268,341 負債 468,511 純資産 799,830	資産 1,268,589 負債 468,511 純資産 800,078	資産 1,263,416 負債 468,511 純資産 794,905

- 行政コストの状況
 - 純資産変動の状況
 - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:
令和2年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べ52億円の減少となっている。固定資産は66億円減少しており、これは減価償却の影響などによる有形固定資産の減少が進んだことが主な要因となっている。流動資産は、財政調整基金を10億円取り崩した一方、繰越金が前年度比で20億円増加したことなどから、流動資産全体では14億円の増加となった。
一般会計等における負債の総額は、前年度に比べ109億円の増となっている。固定資産の財源である地方債について、公共施設整備などにおける地方債の発行や普通交付税の代替財源となる臨時財政対策債の残高が103億円増加したことによるものである。
連結での資産総額は2兆724億円である。これは下水道事業会計(5,804億円)や水道事業会計(1,650億円)をはじめとする公営企業会計の公営企業が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,848億円であり、これも資産同様下水道事業会計(5,391億円)及び水道事業会計(826億円)などの加算によるものである。
負債は将来世代への負担となるため、引き続き、公共施設の最適化を進めるとともに、投資的経費の厳正な選択に努めていく。

地方公会計に係る指標

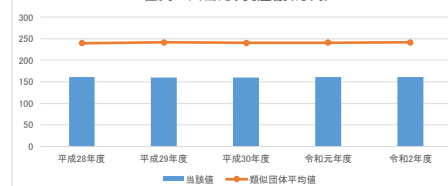
令和2年度 財務書類に関する情報②(一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額(万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産合計	128,538,582	127,847,811	126,834,142	126,858,853	126,341,564
人口	800,112	796,773	792,868	788,465	784,774
当該値	160.7	160.5	160.0	160.9	161.0
類似団体平均値	240.0	241.9	240.5	240.7	241.4

住民一人当たり資産額(万円)



分析:

1. 資産の状況

令和2年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いこと、減価償却の無い土地の市民一人当たり資産額が低いことが影響していると考えられる。
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

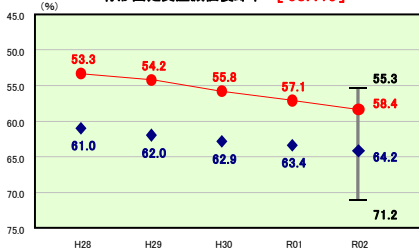
- 資産と負債の比率
 - 行政コストの状況
 - 負債の状況
 - 受益者負担の状況
- も同様に公表

【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率 [58.4%]



類似団体内順位
2/20

全国平均
62.1

新潟県平均
58.6

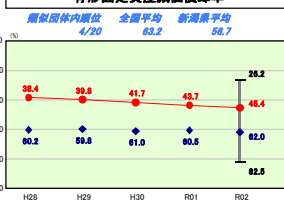
(抜粋)

有形固定資産減価償却率の分析欄

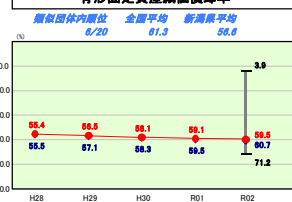
施設の長寿命化などの影響もあり、有形固定資産合計が前年度から79億円の減少となったことから、有形固定資産減価償却率は1.3ポイント上昇しています。
一方で、政令市中では2番目に低い値となっており、合併建設計画等により、新規施設の整備を進めてきた結果として、減価償却累計額の低い施設が多いといえます。

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

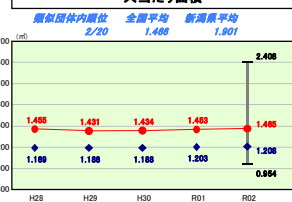
【道路】 有形固定資産減価償却率



【橋りょう・トンネル】 有形固定資産減価償却率



【学校施設】 一人当たり面積



施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く市民一人当たりの公共施設面積は、全政令市のうち最も大きくなっています。
道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長く、歳出に占める土木費の割合も政令市で一番大きくなっています。
有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっていますが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれています。
学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっていますが、これまで適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施してきたため、減少傾向にあります。
有形固定資産減価償却率は、政令市平均が増加傾向にあるのに対し、統廃合の実施により増加が抑制されています。

施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

有形固定資産減価償却率の算定

有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都町田市）

背景・目的

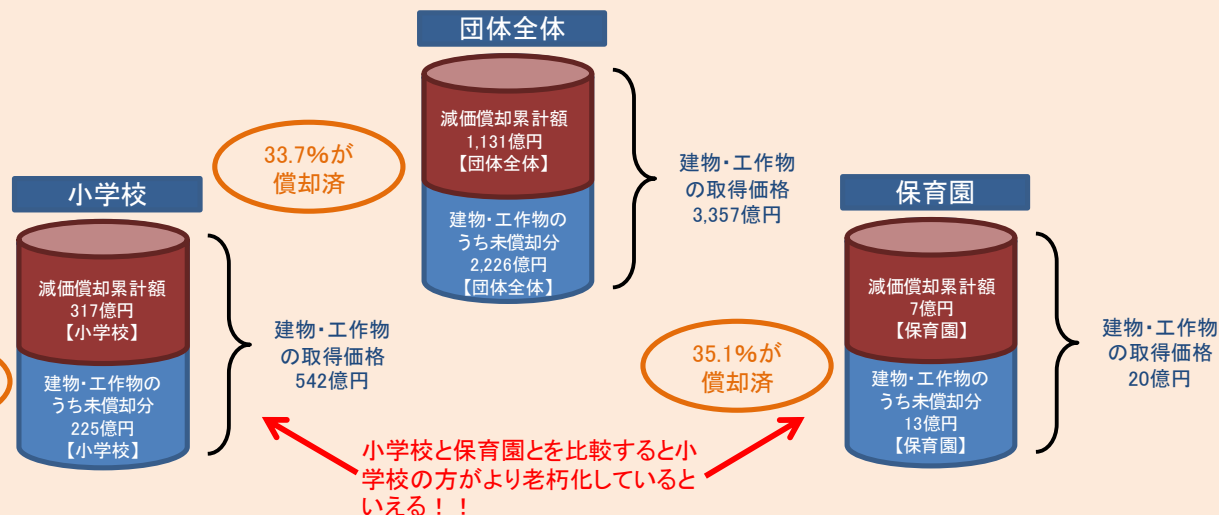
- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は33.7%であるが、小学校は58.5%、保育園は35.1%となっており、小学校の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。
$$(\text{人件費}) + (\text{物件費}) + (\text{維持補修費}) + (\text{補助費等}) + (\text{公債費 (利子分)}) + (\text{減価償却費}) + (\text{各引当金繰入金})$$
- 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
- 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。
$$(\text{人件費}) + (\text{物件費等} \times 1) + (\text{減価償却費} \times 2)$$

※1: 賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費
※2: 定額法によって算出

効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景・課題

- 平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体(91.6%)の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
- 一方で、以下の課題がある。
 - ①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地(活用に関する課題)
 - ②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。(基準のメンテナンスに関する課題)

2. 検討項目

- ①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
 - ・固定資産台帳の活用(公共施設マネジメント等)
 - ・財務書類の活用(セグメント分析)
- ②統一的な基準の検証・改善
 - ・固定資産台帳の精緻化(精度の底上げ、施設との紐付け)
 - ・固定資産台帳と他の台帳(公有財産台帳等)との連携
 - ・財務書類の計上方法の精査
 - ・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減 など

3. スケジュール

令和4年8月1日(月)から2年間

4. 委員

(座長)	関口 智	立教大学経済学部教授
(委員)	天川 竜治	熊本県宇城市総務部長
	石川 恵子	日本大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授
	川口 克仁	大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
	菅原 正明	公認会計士・税理士
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士
	高橋 優治	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長
	中川 美雪	合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表
	安武 昌樹	東京都会計管理局新公会計制度担当課長
(オブザーバー)	園田 雅宏	財務省主計局法規課公会計室長

※敬称略

3 公共施設等の適正管理について

(1) 公共施設等総合管理計画の作成及び見直しについて

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>

令和5年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

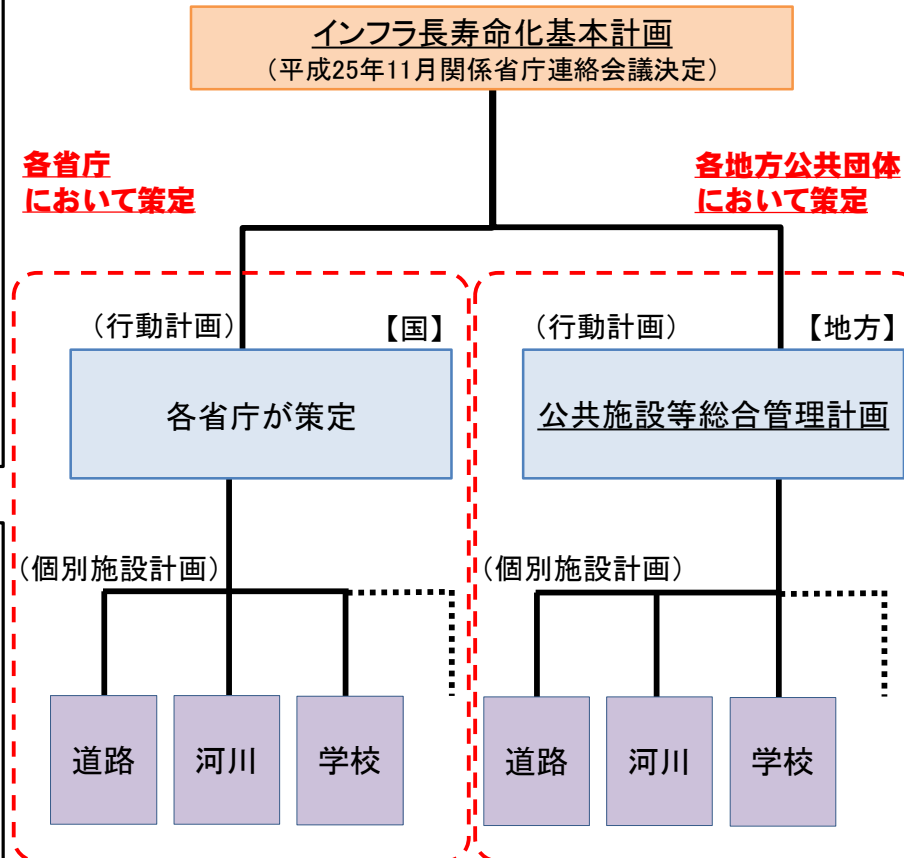
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定

令和3年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを要請

(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間等
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針

- PDCAサイクルの推進方針

⑨数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

- ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- ⑫ 広域連携
- ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
- ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

※将来的なまちづくりの視点から検討

※ PPP / PFI の活用などの考え方

反 映

対策の
内容等
反映

反映

令和4年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

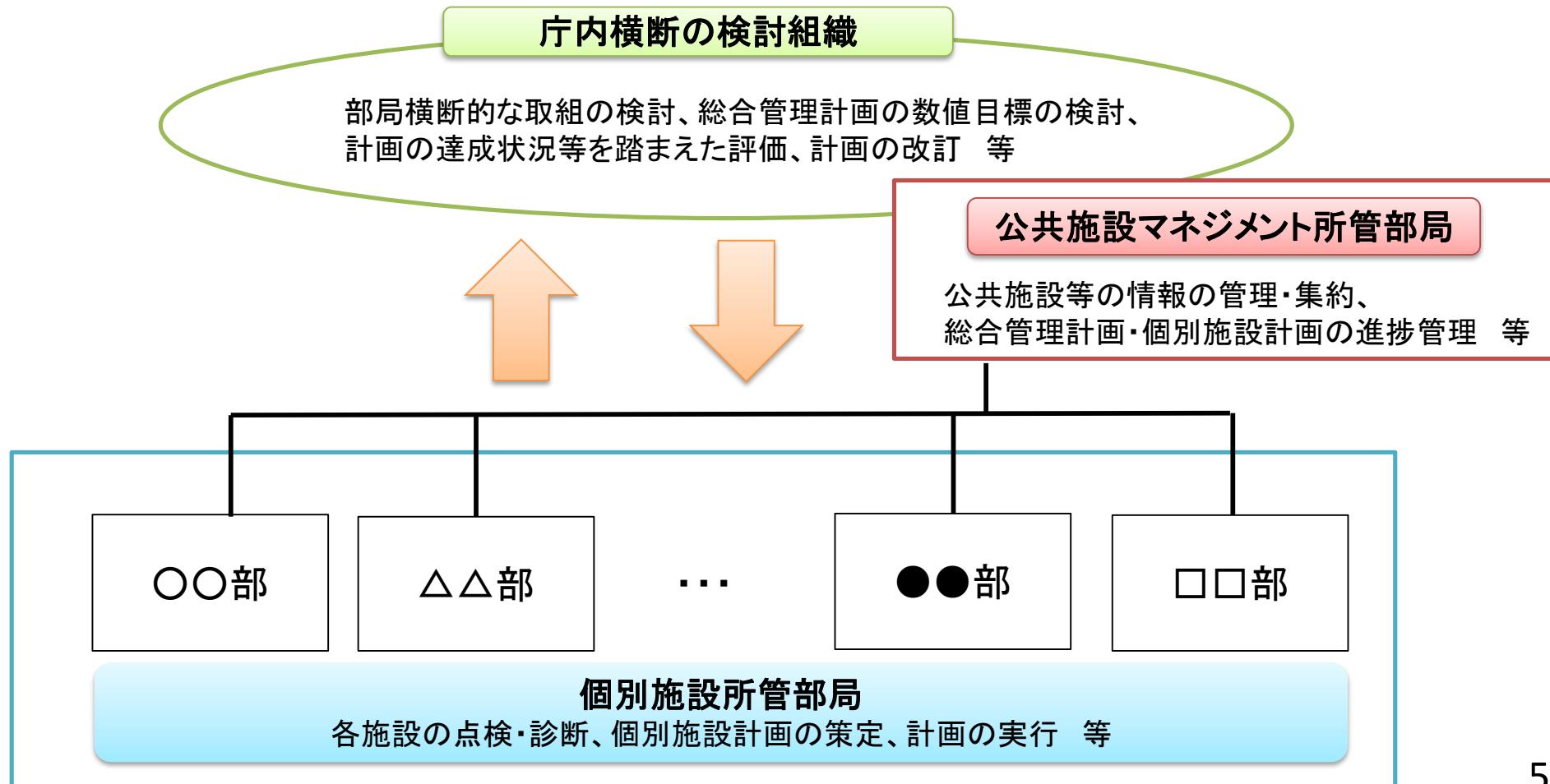
個別施設計画 C

個別施設計画 D

総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕	○個別施設計画の策定率：2022 年度末までに 100% ○総合管理計画の見直し策定率：2023 年度末までに 100% ○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕	6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開			
		(総合管理計画) a. 総合管理計画の見直しについて、2021 年度末までの状況の分析を行った上で、2023 年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み（令和5年3月31日時点）

団体名	見直し済み団体数(シェア)				見直し予定団体数(シェア)				合計	団体名	見直し済み団体数(シェア)				見直し予定団体数(シェア)				合計
	～令和3年度末		令和4年度		令和5年度		令和6年度以降 または時期未定	～令和3年度末			令和4年度		令和5年度		令和6年度以降 または時期未定				
北海道	121	(67.2%)	28	(82.8%)	31	(100.0%)	0	180	滋賀県	13	(65.0%)	4	(85.0%)	3	(100.0%)	0	20		
青森県	40	(97.6%)	1	(100.0%)	0	(100.0%)	0	41	京都府	23	(85.2%)	2	(92.6%)	2	(100.0%)	0	27		
岩手県	18	(52.9%)	10	(82.4%)	6	(100.0%)	0	34	大阪府	29	(65.9%)	6	(79.5%)	9	(100.0%)	0	44		
宮城県	24	(66.7%)	9	(91.7%)	3	(100.0%)	0	36	兵庫県	29	(69.0%)	8	(88.1%)	5	(100.0%)	0	42		
秋田県	22	(84.6%)	3	(96.2%)	1	(100.0%)	0	26	奈良県	24	(60.0%)	8	(80.0%)	8	(100.0%)	0	40		
山形県	26	(72.2%)	4	(83.3%)	6	(100.0%)	0	36	和歌山県	19	(61.3%)	3	(71.0%)	8	(96.8%)	1	31		
福島県	44	(73.3%)	8	(86.7%)	5	(95.0%)	3	60	鳥取県	16	(80.0%)	4	(100.0%)	0	(100.0%)	0	20		
茨城県	33	(73.3%)	3	(80.0%)	9	(100.0%)	0	45	島根県	12	(60.0%)	7	(95.0%)	1	(100.0%)	0	20		
栃木県	19	(73.1%)	2	(80.8%)	5	(100.0%)	0	26	岡山県	15	(53.6%)	10	(89.3%)	2	(96.4%)	1	28		
群馬県	20	(55.6%)	5	(69.4%)	11	(100.0%)	0	36	広島県	14	(58.3%)	5	(79.2%)	5	(100.0%)	0	24		
埼玉県	58	(90.6%)	6	(100.0%)	0	(100.0%)	0	64	山口県	19	(95.0%)	0	(95.0%)	1	(100.0%)	0	20		
千葉県	37	(67.3%)	12	(89.1%)	6	(100.0%)	0	55	徳島県	22	(88.0%)	3	(100.0%)	0	(100.0%)	0	25		
東京都	36	(57.1%)	10	(73.0%)	14	(95.2%)	3	63	香川県	14	(77.8%)	3	(94.4%)	1	(100.0%)	0	18		
神奈川県	21	(61.8%)	6	(79.4%)	7	(100.0%)	0	34	愛媛県	17	(81.0%)	1	(85.7%)	3	(100.0%)	0	21		
新潟県	16	(51.6%)	6	(71.0%)	8	(96.8%)	1	31	高知県	26	(74.3%)	2	(80.0%)	7	(100.0%)	0	35		
富山県	12	(75.0%)	3	(93.8%)	1	(100.0%)	0	16	福岡県	36	(59.0%)	15	(83.6%)	10	(100.0%)	0	61		
石川県	17	(85.0%)	2	(95.0%)	1	(100.0%)	0	20	佐賀県	10	(47.6%)	6	(76.2%)	5	(100.0%)	0	21		
福井県	10	(55.6%)	6	(88.9%)	2	(100.0%)	0	18	長崎県	20	(90.9%)	1	(95.5%)	1	(100.0%)	0	22		
山梨県	21	(75.0%)	5	(92.9%)	2	(100.0%)	0	28	熊本県	36	(78.3%)	8	(95.7%)	2	(100.0%)	0	46		
長野県	69	(88.5%)	5	(94.9%)	4	(100.0%)	0	78	大分県	17	(89.5%)	1	(94.7%)	1	(100.0%)	0	19		
岐阜県	40	(93.0%)	2	(97.7%)	1	(100.0%)	0	43	宮崎県	23	(85.2%)	4	(100.0%)	0	(100.0%)	0	27		
静岡県	29	(80.6%)	2	(86.1%)	5	(100.0%)	0	36	鹿児島県	39	(88.6%)	2	(93.2%)	3	(100.0%)	0	44		
愛知県	41	(74.5%)	6	(85.5%)	8	(100.0%)	0	55	沖縄県	27	(64.3%)	9	(85.7%)	6	(100.0%)	0	42		
三重県	21	(70.0%)	6	(90.0%)	3	(100.0%)	0	30	合計	1295	(72.4%)	262	(87.1%)	222	(99.5%)	9	1788		

主な個別施設計画の策定状況

令和4年9月28日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第11回幹事会資料(抜粋)

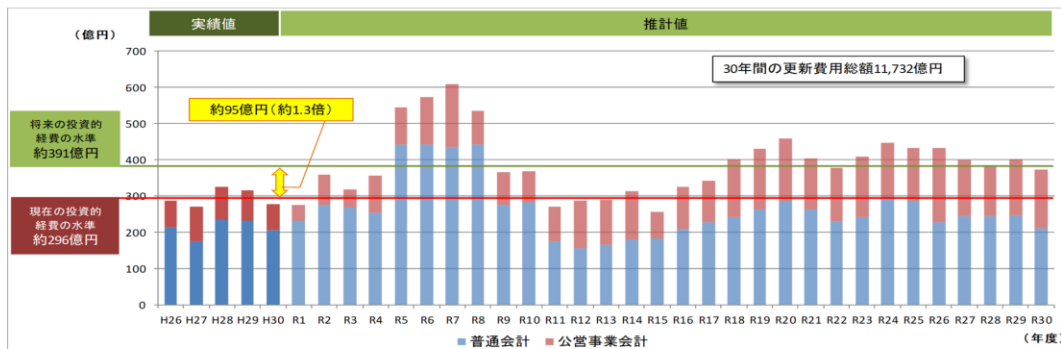
分野	対象施設	策定完了時期 (R5. 4. 1以降の場合)	R5. 4. 1策定見込み	R4. 4. 1計画策定率	(参考)R3. 4. 1 計画策定率
警察施設	庁舎等	－	100%	97. 1%	92%
消防関係施設	消防庁舎	未定	95%	87%	78%
学校施設	公立学校施設	R6. 3	99%	98%	92%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	R6. 3	88%	84%	76%
水道分野	上水道施設	－	100%	98%	90%
医療分野	病院	R6. 12	84%	72%	56%
福祉分野	児童福祉施設等	R6. 3	85%	82%	74%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	－	－	100%	100%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	－	－	100%	100%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	－	－	100%	100%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	－	－	100%	100%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	－	－	100%	100%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	－	－	100%	100%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	－	－	100%	100%
漁場の施設	増殖場、養殖場	－	－	100%	100%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	－	－	100%	100%
工業用水	工業用水道事業	－	100%	76%	74%
道路	橋梁(橋長2m以上)	－	100%	97%	96%
河川・ダム	主要な河川構造物	R8. 3	99%	99%	100%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	－	－	100%	100%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	R6. 3	99. 6%	99%	99. 5%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	－	－	100%	100%
港湾	外郭施設	－	100%	99. 6%	98%
公園	都市公園	R6. 3	99%	99%	95%
住宅	公営住宅	R6. 3	98%	98%	94%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	R6. 3	91%	91%	86%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	－	－	82%	74%

(注) ・上記表中の対象施設には、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・「R5. 4. 1策定見込み」は、R4. 4. 1時点で100%に達していない対象施設のみ調査したもの

公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例（大分県大分市）

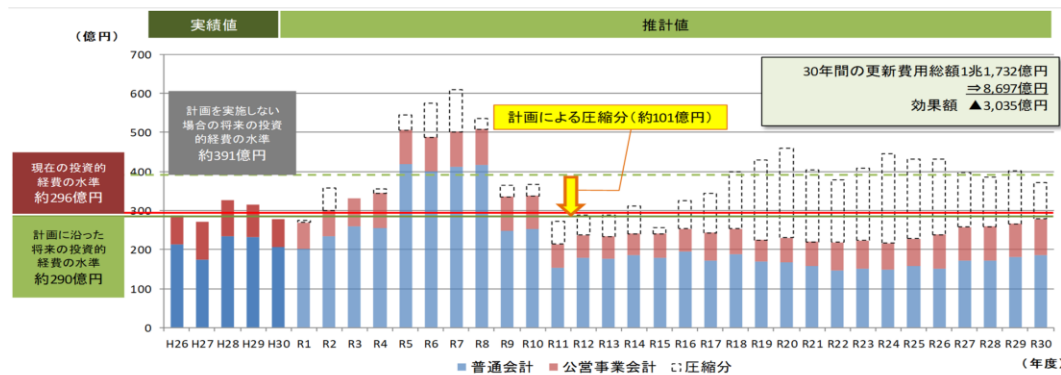
大分市公共施設等総合管理計画の記載事項（抜粋）

投資的経費の推計（従来手法：30年）



総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計（計画に沿った手法：30年）



個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、

- ①費用推計の精緻化
 - ②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
- が可能となっている。

①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」（※1）による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」（※2）による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定

※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、毎年度末時点で策定されている全団体分をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項															
都道府県名	市区町村名	策定年度	改訂年度	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費				総合管理計画の推進体制	公共施設等の管理に関する基本的な考え方			PDCAサイクルの推進方針		
							現在要している経費	将来にわたる経費の見込み				①点検・診断等の実施方針		⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針			
		年度	年度	区分	年数	内容		内容	期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み					期間及び経費の見込み	記載	記載
〇〇県	□□市	平成27年度	平成31年度	11年度	20年度	【公共施設】約70.0万㎡ 【インフラ】道路：700km 橋りょう：3.5km 上水：450km 下水：400km など	直近5年平均で15億円（公共施設5億円、インフラ10億円）	計画期間の年平均で約35億円（公共施設12億円、インフラ23億円）	計画期間の年平均で約23億円（公共施設8億円、インフラ15億円）	計画期間の年平均で約12億円（公共施設4億円、インフラ8億円）	公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	有		有	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年	
		公共施設等総合管理計画本文に記載されている区分ごとにインフラの保有量を記載															
〇〇県	△△市	平成27年度	令和2年度	11年～20年	20年	【公共建築物】約72.0万㎡ 【インフラ系】道路：1,400km 橋りょう：7.0km 上水：900km 下水：800km など	平成27年度決算額で60億円	今後20年間の総額で約2,000億円	今後20年間の総額で約1,800億円	今後20年間の総額で約200億円	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGIにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有		有	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。	概ね5年	
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等適正管理推進事業について

【事業期間】 令和４年度～令和８年度

【事業費】 ４，８００億円（令和５年度）

【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業	90%	50%
【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。		
② 長寿命化事業		財政力に応じて 30～50% (注)
【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		
③ 転用事業		
・他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業		
・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業		
・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業		—
・公共施設等の除却を行う事業		

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

公共施設等適正管理推進事業債の対象施設

事業名	対象施設 ※1			参考
	公共施設 ※2		公用施設	
	社会基盤施設			
①集約化・複合化	○			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象
②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム（本体、放流設備）を対象に追加
③転用	○ 他の公共施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ（集約化・複合化した残りの施設の転用）も可能
④立地適正化	○			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象
⑥除却	○	○	○	

※1 公営企業施設は対象外。

※2 ①～⑤の事業について、公営住宅は対象外。

（参考）

各地方公共団体の公共施設等総合管理計画の主たる記載内容の一覧及び自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きについて総務省HPで掲載
掲載URL: <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

(3) 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について

公共施設等総合管理計画への固定資産台帳の活用（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や有形固定資産減価償却率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間に更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

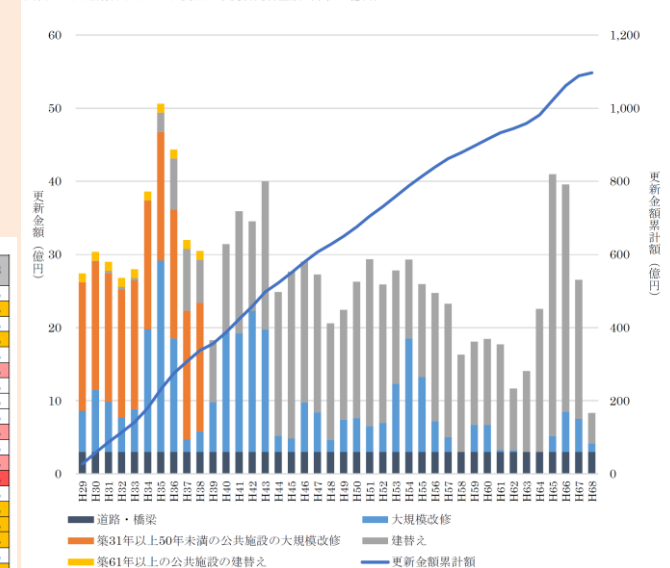
図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%以上	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
	公民館	6	0	1	4	0	1	0	62.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
社会教育系施設	その他社会教育施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
	スポーツ・レクリエーション施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
産業系施設	産業系施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
	観光施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
	小学校	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
学校教育系施設	中学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	学童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
行政系施設	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
その他	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
比率			21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	
合計		144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額（単位：億円）



※大規模改修は築後30年目の年から2年間で、建替えは築後60年目の年から3年間で実施することとして試算
築後31年以上50年未満の大規模改修及び築後61年以上の建替えは、平成29年度から平成38年度までの10年間で実施することとして試算

出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した有形固定資産減価償却率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。
- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域（右図の右下太枠）にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

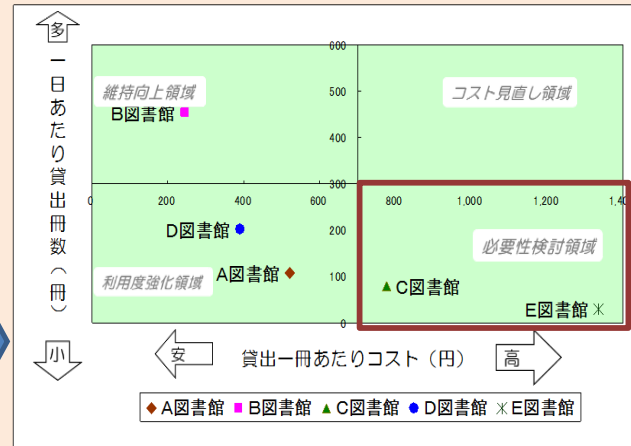
＜施設別行政コスト計算書＞

（単位：千円）

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

＜一冊当たりのコストを算出＞

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化等を進める。

各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。
※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。